

ID: 242

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市飲料水供給施設条例 第9条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第216号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第9条 飲料水供給施設の使用料は、1箇月1戸当たり1,711円(10円未満の端数は、切り捨てるものとする。)とする。 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第10条の規定による。 (特別な場合における使用料) 第10条 月の途中で利用を開始し、廃止し、又は中止した場合の使用料は、それぞれ次に定めるところによる。 (1) 利用日数が15日以下の場合の使用料は、前条第1項に定める金額の2分の1とし、利用日数が16日以上1箇月未満の場合は1箇月の額とする。ただし、使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (2) 利用日数が1箇月以上の場合は、1箇月ごとに区切り算出し、1箇月未満の利用日数については、前号の例により算出し、それらを合計した額とする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 7 月 1 日